

受動喫煙防止対策の推進について

他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」は、がんを始めとする多くの疾病のリスクを高めるなどの健康への悪影響があることが科学的証拠により明白に証明されており、住民の健康を守るため、より一層の受動喫煙防止対策の推進を図っていくことが求められている。

各団体では、受動喫煙防止条例の制定や意識啓発に向けたキャンペーンの実施等、独自の取組を推進しているところであるが、住民の受動喫煙防止をさらに徹底し、効果的なものとしていくためには、全国的な取組が必要不可欠である。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約では、効果的な立法上の措置等を求めており、条約に基づくガイドラインにおいては、屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきであるとして、2010年2月までに立法上の措置等を積極的に促進するとしている。しかし、現状では、健康増進法において、受動喫煙防止措置は努力義務にとどまっており、法改正の動きも見られない。

そこで、受動喫煙による健康への悪影響から国民を守るため、条約批准国として誠意をもって条約を遵守すべく、実効性ある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の充実強化を早期に講じられたい。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

八都県市首脳会議

座長	さいたま市長	相 川 宗 一
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	石 原 慎太郎
	神奈川県知事	松 沢 成 文
	横浜市 長	中 田 宏
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一